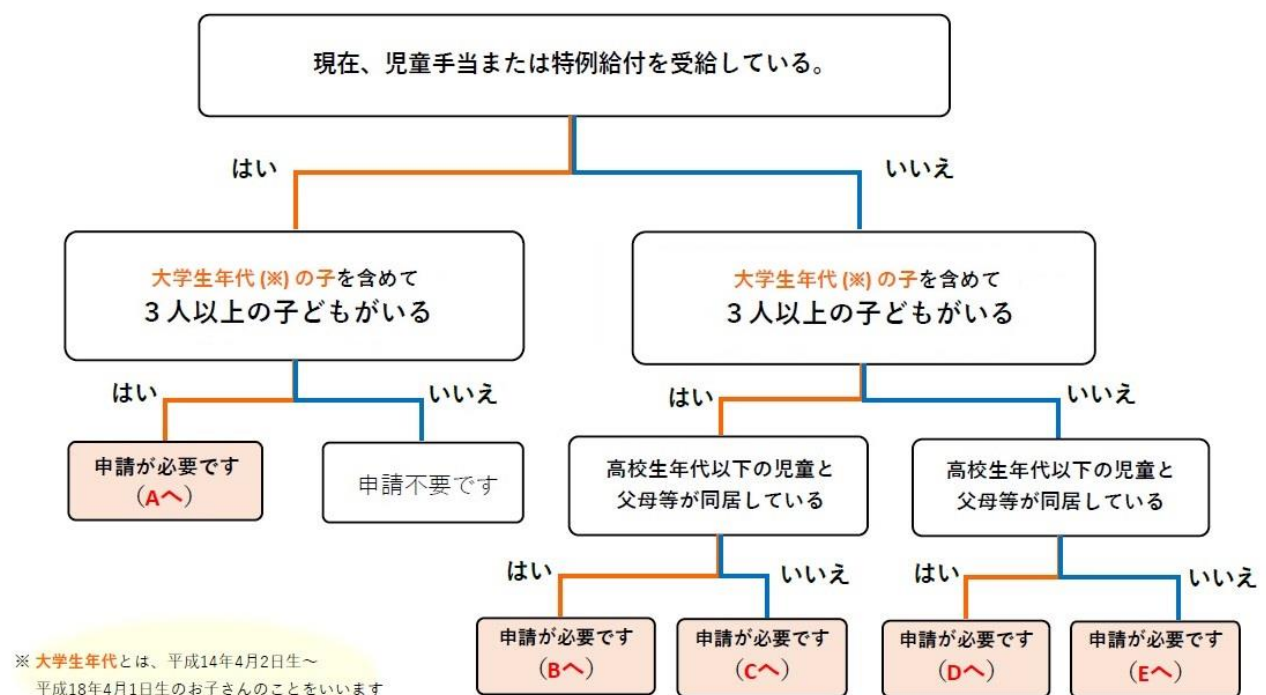


児童手当制度改正に伴う申請について

今回の児童手当制度の改正に伴い、申請が必要になる一例は以下のとおりです。該当するパターンごとに必要な書類が異なりますので、ご自身の申請に必要な書類をフローチャートによりご確認ください。

- ・大学生年代の子どもを養育しており、その子を含め三人以上の子どもがいる方
 - ・高校生年代以上の子どものみを養育している方
 - ・令和4年6月制度改正以降に、所得上限超過により児童手当の受給資格を喪失した方
 - ・対象のお子様の祖父母など、実父母以外の方が子どもを養育している場合
 - ・単身赴任やお子様の進学等の都合により、お子様と別居となっている場合
- ※この場合は、家計の中心者である方からの申請に限ります。等

申請フローチャート



【パターン A:現在児童手当受給中】

大学生年代のきょうだいと高校生と中学生または中学生以下の子どもを養育している
《必要書類》・監護相当・生計費負担についての確認書

【パターン B:児童手当受給なし】

大学生年代のきょうだいと高校生以下の児童を養育している
《必要書類》・児童手当認定請求書、請求者の口座情報のわかるもの(通帳等)
・監護相当・生計費負担についての確認書

【パターンC:児童手当受給なし】

大学生年代のきょうだいと高校生以下の児童を養育しているが、子どもと別居している

- 《必要書類》・児童手当認定請求書、請求者の口座情報のわかるもの(通帳等)
- ・別居監護申立書(☆)、子どもの属する世帯全部の住民票
 - ・監護相当・生計費負担についての確認書

【パターンD:児童手当受給なし】

高校生以上の子どものみを養育している

- 《必要書類》・児童手当認定請求書、請求者の口座情報のわかるもの(通帳等)

【パターンE:児童手当受給なし】

高校生以上の子どものみを養育しているが、子どもと別居している

- 《必要書類》・児童手当認定請求書、請求者の口座情報のわかるもの(通帳等)
- ・別居監護申立書(☆)、子どもの属する世帯全部の住民票

☆別居監護申立書は市ホームページからダウンロードするか、窓口に備付の用紙をご使用ください。

※すべての申請パターンに共通して、申請者本人と配偶者、対象の子どものマイナンバーがわかるものがが必要です。

一例としてパターンを5つ紹介しましたが、ご自身が該当するかどうか不明なとき、またはどのパターンにも該当しないと思われるときなどは、子育て支援課へご相談ください。

申請期限:令和6年10月31日(木)

- ・この期日を過ぎても、令和7年3月31日(月)までは申請を受付け、令和6年10月分にさかのぼって手当を支給します。
- ・令和7年3月31日(月)を過ぎて申請されたときは、申請の翌月以降分からしか手当を受給できなくなります。
- ・公務員の方は所属する官公署での申請が必要ですので、手続きについては勤務先へお問い合わせください。

【問合せ・申請先】

山陽小野田市 子育て支援課 子育て支援係

〒756-8601 山陽小野田市日の出一丁目1番1号

☎ 0836-82-1175 (平日 8:30~17:15)



市ホームページ

